

仙台市土地開発基金条例の一部を改正する条例

仙台市土地開発基金条例（昭和四十四年仙台市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（処分）

第六条 市長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部を処分することができる。

2 前項の規定により基金の一部の処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。